

預託牛の診療費について

家畜共同育成場（畜産協会）では、利用農家(オーナー)の皆様からお預かりした預託牛に病気や障害が発生した場合、原則として共済獣医師に診療を依頼します。

その際、治療費は、オーナーの家畜共済を利用させていただきます。
なお、家畜共済未加入の牛は、治療費実費を請求させていただきます。

※この制度は、預託牛が家畜共済(疾病障害共済)に加入していることを前提していますので、預託牛の家畜共済加入手続きをお願いします。

共済獣医師に診療を依頼する事例

次に該当する場合、オーナーに了解を得たうえで、共済獣医師に診療を依頼します。

- ① 重篤な病気や怪我等で、協会職員等※の治療で対応できない場合
- ② 協会職員等では、病気、障害の原因が特定できないため、治療方針が決まらない場合
- ③ 協会職員等の治療によって好転しない場合
- ④ 家畜保健衛生所等から共済獣医師の診療を受けるよう指導助言があった場合 ※協会職員等には、畜産技術研究所職員を含みます。

参考：検査治療関係費用の負担区分

オーナー負担	育成場（協会）負担
共済獣医師に依頼した治療費、家保の法定検査費※、ワクチン薬品費、証明書料 ※牛伝染リンパ腫、牛ウイルス性下痢の検査は県が無料で実施します。	妊娠診断料、放牧衛生検査費、ダニ忌避剤、ピロプラズマ病治療費、協会職員等が行う治療費

ご意見・ご質問は下記にお問い合わせください。

(公社) 静岡県畜産協会 TEL054-274-0210

家畜共同育成場天城牧場 TEL0558-85-1172

令和4年4月発行